

○小田原市公設地方卸売市場関係者等承認要綱

(昭和47年11月27日)

小田原市公設地方卸売市場関係者等承認要綱

小田原市公設地方卸売市場条例（昭和47年小田原市条例第55号。以下「条例」という。）第11条の規定による卸売業者の行う卸売の代行、条例第13条の規定による買受人及び小田原市公設地方卸売市場条例施行規則（昭和47年小田原市規則第39号。以下「規則」という。）第13条の規定による買受人補助者、条例第38条の規定による売買仕切金の前渡し等、条例第39条の規定による出荷奨励金の交付及び条例第42条の規定による完納奨励金の交付の承認等については、規則で定めるほか、この要綱によるものとする。

第1節 卸売業者の行う卸売の代行

1 承認 代行制度は水産市場においてのみ承認する。

2 代行者が卸売を代行できる物品

- (1) 加工品
- (2) 規則別表第1で定める生鮮食料品等
- (3) 陸送品（条例別表第1に掲げる物品を除く。）
- (4) その他市長が必要と認める物品

3 代行者の数の最高限度

- (1) 加工品 25
- (2) 貝類 3
- (3) まぐろ類 5
- (4) 陸送鮮魚類 7

4 代行業務の責務

代行業務の責務は、卸売業者に負わせるものとする。

5 代行者の取消し

市長は、代行者が次の各号のいずれかに該当するときは、卸売の代行の承認を取り消すものとする。

- (1) 正当な理由がないのに代行業務の遂行を怠ったとき。
- (2) 条例、規則又はこれらの規定に基づく指示に反したとき。

6 代行者の卸売の場所

代行者が卸売を代行できる場所は、当該卸売業者が使用許可を受けた施設に限るものとする。

第2節 買受人及び買受人補助者の承認

1 規則第12条第1項第2号に規定する知識、経験及び資力信用を有する者の承認基準（原則として相続による場合は除く。）

(1) 青果市場

ア 法人の場合

- (ア) 当該法人のために常時売買に参加する者の年齢が20歳以上であること。
- (イ) 当該法人のために常時売買に参加する者が、取扱品目の取引業務に3年以上の経験を有する者であること。
- (ウ) 申請者が市場関係者に対し負債のないこと。
- (エ) 主として青果物の小売販売業を行う事業者又は店舗の一部で青果物の小売販売を営む者であること。
- (オ) 売買参加の業務資金として50万円以上を有する者で、市場において通常の取引単位で継続して売買取引に参加できると認められ、かつ、既に承認を受けている買受人の年間平均的な買上げができると見込まれる者であること。

イ 個人の場合

- (ア) 年齢20歳以上であること。
- (イ) 取扱品目の取引業務に3年以上の経験を有する者であること。
- (ウ) 法人の場合の(ウ)、(エ)及び(オ)に同じ。

(2) 水産市場

ア 法人の場合（イに掲げる法人を除く。）

- (ア) 当該法人のために常時売買に参加する者の年齢が20歳以上であること。
- (イ) 当該法人のために常時売買に参加する者が、買受人補助者となつてから、取扱品目の取引業務に6か月以上の経験を有するものであること。
- (ウ) 申請者が市場関係者に対し負債のないこと。
- (エ) 継続して売買に参加できると認められる者で、申請月の前月より直近6か月間の買上額が500万円以上あるものであること。ただし、所属する組合が経験及び資力信用があると認めて特別に推薦した者で、卸売業者が取引を

認めたものについては、この限りでない。

(オ) 小田原市公設水産地方卸売市場買受人組合長及び所属する買受人組合長の承認を得ていること。

イ 水産業協同組合等の場合

漁業の経営及び漁獲物の販売に従事し、漁獲物を卸売品目として市場に出荷している水産業協同組合又はその水産業協同組合が出資する法人であること。

ウ 個人の場合

(ア) 年齢20歳以上であること。

(イ) 買受人補助者となつてから、取扱品目の取引業務に6か月以上の経験を有する者であること。

(ウ) 法人の場合の(ウ)(エ)及び(オ)に同じ。

2 買受人補助者の承認基準（原則として相続等による場合は除く。）

(1) 青果市場

(ア) 年齢20歳以上であること。

(イ) 取引品目の取引業務について、1年以上の経験を有する者であること。

(2) 水産市場

(ア) 年齢18歳以上であること。

(イ) 取引品目の取引業務について、6か月以上の経験を有する者であること。

(ウ) 所属する予定の買受人組合長の承認を得ていること。

3 第1項第2号イに該当する者として承認するときは、自己の出荷したものの有効活用を図る場合の取引に限るという旨の条件を付するものとする。

第3節 売買仕切金の前渡し及び資金の貸付け

1 前渡金及び貸付金の支出限度額

(1) 青果市場 卸売業者の年間支出限度額は、卸売業者ごとにその前年度の総卸売金額の100分の15以内とする。

(2) 水産市場 卸売業者の年間支出限度額は、その前年度の総卸売金額の1,000分の5以内とする。

2 承認基準

(1) 前渡金 決済期間が2箇月を超えないものであって、支出の対象者が明確な者であり、当該卸売業者に入荷する者であることが確認できる場合に限る。

- (2) 貸付金 貸付期間が1年を超えないものであって、十分な担保を差し入れさせた場合に限る。
- (3) 前年度出荷実績のない出荷者に対しては、集荷の確保を図るため、特に必要があると認められたものについてのみ承認する。

第4節 出荷奨励金の交付

1 青果市場

(1) 最高交付限度額

出荷奨励金の最高交付限度額は、卸売業者ごとのその前年度の総卸売金額の1,000分の8.3以内とする。

(2) 交付基準

出荷者に対する交付金の基準は次のとおりとし、出荷実績等を勘案して行うものとする。

ア 共同選果・共同販売を行っている出荷団体で、郡単位以上の組織を有するもの

野菜 卸売金額の1,000分の14以内

果実 卸売金額の1,000分の7以内

イ 共同選果・共同販売を行っている村単位以上の組織を有する出荷団体であつて、前記ア以外のもの及びこれと同等の出荷をする団体

野菜 卸売金額の1,000分の7以内

果実 卸売金額の1,000分の2以内

ウ 共同選果・共同販売を行っている村単位未満の組織を有する出荷団体のもの及びこれと同等の出荷をする団体

野菜 卸売金額の1,000分の3以内

エ 個人選果・個人出荷及び個人販売のものについては、最高交付限度額の範囲内で承認する。

オ 出荷者に対する災害見舞金、需要増進事業費、選別場助成金等の交付金及びその他の交付金で、出荷奨励のため特に必要と認められるもの及び出荷者費用の負担については、その都度個別に審査の上最高交付限度額の範囲内で承認する。

2 水産市場

出荷奨励金の最高交付限度額は、卸売業者の前年度の総卸売金額の1,000分の5以内とし、前年度の取扱実績が100万円以上の出荷者に対し支出できるものとする。

第5節 完納奨励金の交付

最高交付限度額

(1) 青果市場 買受人に対する交付金の最高交付限度額は、卸売業者ごとにその年度の総卸売金額の1,000分の10以内とする。

(2) 水産市場 買受人に対する交付金の最高交付限度額は、その年度の総卸売金額の1,000分の5以内とする。

附 則

- 1 この要綱は、条例及び規則の施行の日から適用する。
- 2 この要綱中青果市場における卸売業者の前年度の総取扱高は、昭和47年度及び昭和48年度においては合併前の実績を勘案して定めるものとする。

附 則（昭和48年12月17日）

この要綱は、昭和48年12月17日から施行する。

附 則（昭和53年3月1日）

この要綱は、昭和53年3月1日から施行する。

附 則（昭和63年9月1日）

この要綱は、昭和63年9月1日から施行する。

附 則（平成元年4月1日）

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成3年11月15日）

この要綱は、平成3年11月15日から施行する。

附 則（平成4年12月1日）

この要綱は、平成4年12月1日から施行し、改正後の第2節第1項第2号及び同節第2項第2号の規定は、同日以後の申請に係る承認基準について適用する。

附 則（平成6年1月5日）

この要綱は、平成6年1月5日から施行し、改正後の第2節第1項第2号ア(イ)及びイ(イ)の規定は、同日以後の申請に係る承認基準について適用する。

附 則（平成6年11月20日）

この要綱は、平成6年11月20日から施行し、改正後の第2節第1項第2号ア(エ)の規定は、同日以後の申請に係る買受人の承認について適用する。

附 則（平成7年9月1日）

この要綱は、平成7年9月1日から施行し、改正後の第2節第1項第2号ア(イ)及び(エ)並びに同号イ(イ)の規定は、同日以後の申請に係る買受人の承認について適用する。

附 則（平成9年4月1日）

この要綱は、平成9年4月1日から施行し、改正後の第2節第1項第2号ア(イ)及び同号イ(イ)の規定は、同日以後の申請に係る買受人の承認について適用する。

附 則（平成12年9月29日）

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月10日から施行する。

附 則（平成26年4月1日）

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、改正後の第2節第1項第2号イ及び第3項の規定は、同日以後の申請に係る買受人の承認について適用する。

附 則（令和5年1月1日）

この要綱は、令和5年1月1日から施行し、改正後の第2節第1項第2号及び第2項の規定は、同日以後の申請に係る買受人の承認について適用する。